

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 1 日 (火) 第 630 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1

告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 1
- 保安林の指定 (4 件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 車両制限令に基づく道路の指定 (道路維持課取扱い) 3
- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法 (道路維持課取扱い) 4
- 令和 7 年度自衛官の募集 (2 件) (危機管理課取扱い) 4

人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

規 則

鹿児島県公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第59号

鹿児島県公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則
(鹿児島県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県公衆浴場法施行細則 (昭和44年鹿児島県規則第68号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改める。

別表第 2 中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第 2 条 旅館業法施行細則 (昭和45年鹿児島県規則第85号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改める。

別表第 2 中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に、「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第457号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号 (非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定め

るものの額)の一部を次のように改正し、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

表選挙管理委員会の部選挙長の項及び選挙分会長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、
同部選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 458 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 保安林の所在場所

霧島市国分川内字流合3517番, 3521番, 3521番1, 3521番2, 3522番, 3523番, 3523番1,
字猿ノ木場3729番1, 3730番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 459 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 保安林の所在場所

霧島市霧島永水字曲迫2917番11, 2917番22, 2917番26, 2924番, 2925番1, 字小手3317番
1, 3317番2, 3317番4, 3319番, 3320番, 3322番6

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 460 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分郡田字梨子ヶ野4452番, 4453番 1, 4454番 1, 4456番 3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第461号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
始良市平松字峯高933番, 935番, 968番 1, 宇谷木水流1572番 2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第462号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により, 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
国道	447号	出水市昭和町60番 1 地先から同市米ノ津町141番地先まで
県道	鹿児島東市来線	鹿児島市上荒田町 3 番 1 地先から同市武三丁目 2 番 9 地先まで

阿久根東郷線	阿久根市鶴川内字上野畑124番11地先から同市栄町52番1地先まで
--------	-----------------------------------

- 2 指定する期日
令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県告示第463号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	鹿児島港線	鹿児島市堀江町10番1地先から同市泉町17番3地先まで
	鹿児島港城南線	鹿児島市南林寺町31番1地先から17番17地先まで

- 2 指定する期日
令和 7 年 7 月 1 日

- 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

- (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鹿児島県告示第464号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和7年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目

一般曹候補生

- 2 募集期間

令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 2 日まで

- 3 試験期日

- (1) 筆記試験（WEB試験）

令和 7 年 9 月 13 日から同月 21 日まで

(2) 第 2 次試験 (口述試験及び身体検査)

令和 7 年 10 月 13 日から同月 15 日のうち指定する 1 日

4 応募資格

(1) 採用予定月の 1 日現在, 18 歳以上 33 歳未満の者

(2) 32 歳の者は, 採用予定月の末日現在において, 33 歳に達していない者

5 試験場

(1) 筆記試験 (WEB 試験)

試験場の名称	試験場の位置
薩摩川内市セントピア	薩摩川内市勝目町 3944 番地 3
鹿屋体育大学	鹿屋市白水町 1
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号
大隅合同庁舎 (国)	曾於市大隅町岩川 6491 番地 2
鹿児島県青少年会館	鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号
南九州市市民交流センターひまわり館	南九州市川辺町平山 6630 番地
鹿児島県大島支庁	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号
種子島合同庁舎 (国)	西之表市西之表 16314 番地 6
徳之島町役場	大島郡徳之島町亀津 7230 番地
(予備: 薩摩川内市 S S プラザせんだい)	薩摩川内市平佐一丁目 18 番地
(予備: いちき串木野市いちきアクアホール)	いちき串木野市湊町一丁目 102 番地
(予備: 鹿児島第 2 地方合同庁舎 (国))	鹿児島市東郡元町 4 番 1 号
(予備: 鹿児島県建設センター)	鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号

(2) 口述試験及び身体検査

試験場の名称	試験場の位置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号
海上自衛隊鹿屋航空基地	鹿屋市西原三丁目 11 番 2 号
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49
種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院	西之表市西之表 16314 番地 6
徳之島町役場及び委託病院	大島郡徳之島町亀津 7230 番地

6 その他

詳細については, 自衛隊鹿児島地方協力本部募集課 (電話番号 099-253-8920) に問い合わせること。

鹿児島県告示第 465 号

自衛隊法施行令 (昭和 29 年政令第 179 号) 第 114 条, 第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定により, 令和 7 年度第 3・4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 2 日まで

3 試験期日

(1) 筆記試験 (WEB 試験)

令和 7 年 9 月 13 日から同月 18 日まで

(2) 口述試験及び身体検査

令和 7 年 9 月 16 日から同月 18 日のうち指定する 1 日

4 応募資格

- (1) 採用予定月の 1 日現在, 18 歳以上 33 歳未満の者
 (2) 32 歳の者は, 採用予定月の末日現在において, 33 歳に達していない者

5 試験場

(1) 筆記試験 (WEB 試験)

試験場の名称	試験場の位置
薩摩川内市セントピア	薩摩川内市勝目町 3944 番地 3
鹿屋体育大学	鹿屋市白水町 1
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号
大隅合同庁舎 (国)	曾於市大隅町岩川 6491 番地 2
鹿児島県青少年会館	鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号
南九州市市民交流センターひまわり館	南九州市川辺町平山 6630 番地
鹿児島県大島支庁	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号
種子島合同庁舎 (国)	西之表市西之表 16314 番地 6
徳之島町役場	大島郡徳之島町亀津 7230 番地
(予備: 薩摩川内市 S S プラザせんだい)	薩摩川内市平佐一丁目 18 番地
(予備: いちき串木野市いちきアクアホール)	いちき串木野市湊町一丁目 102 番地
(予備: 鹿児島第 2 地方合同庁舎 (国))	鹿児島市東郡元町 4 番 1 号
(予備: 鹿児島県建設センター)	鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号

(2) 口述試験及び身体検査

試験場の名称	試験場の位置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号
海上自衛隊鹿屋航空基地	鹿屋市西原三丁目 11 番 2 号
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49
種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院	西之表市西之表 16314 番地 6
徳之島町役場及び委託病院	大島郡徳之島町亀津 7230 番地

6 その他

詳細については, 自衛隊鹿児島地方協力本部募集課 (電話番号 099-253-8920) に問い合わせること。

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 5 号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和 41 年鹿児島県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表三島村の部出先機関の款及び十島村の部出先機関の款中

小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

を

義務教育学校	校長 教頭
--------	-------

に改め, 同表さつま町の

部本庁の款町長部局の項中「管理監 総括監 推進監 対策監」を「監」に改め, 同表屋久島町の部本庁の款町長部局の項中「課長」を「課長 参事」に改め, 同部出先機関の款栗生出張

所の項を削り、同款中「フェリー太陽」を「フェリー太陽Ⅱ」に改め、同表瀬戸内町の部本庁の款町長部局の項中「総務課長補佐」を「総務企画課長補佐」に改め、同表龍郷町の部出先機関の款保育所の項の前に次のように加える。

島育ち産業館	館長
--------	----

別表和泊町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 次長 係長 (町立図書館, 中央公民館, 歴史文化管理センター及び学校給食センターの人事・給与管理に係る事務を主として担当する者に限る。)」に改め、同部出先機関の款保育所の項を次のように改める。

こども園	園長
------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第68号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 頭文字 D 2 G C P C	株式会社銀座	4P1286
ぱちんこ遊技機	P L T ゴッドイーター 1 9 9 V E R - A R B	株式会社サンセイアー ルアンドディ	510086